

委員会の進め方について

- ① 会議は合議とし、合意による意思決定を基本とする。ただし、委員長を除く 2 名の委員の意見が分かれた場合は、委員長の判断により意思決定する

了承	修正
(修正内容)	

- ② 会議は原則公開とする。ただし、検証作業を行うにあたり、個人情報の取り扱いに配慮が必要な場合は、委員長が会議に諮り公開しないことができる。

了承	修正
(修正内容)	

- ③ 次回会議の非公開の判断について、予め判断できる場合は、会議中に決定し、予め判断できない場合は、会議後、次の開催までに委員間で協議して決定する。

会議後に非公開のみの会議を決定した場合は、開催時期の目安と次回は非公開のみで開催する旨を公表する。

なお、公開（1 部）と非公開（2 部）の会議を予定している場合は、1 部の会議中又は会議後に開催日時等を公表する。

了承	修正
(修正内容)	

④ 一般の方の傍聴及び質疑応答について（公開の会議のみ）

- ・傍聴は可とするが、質疑応答は不可とする。

了承	修正
(修正内容)	

⑤ 報道関係者の傍聴及び質疑応答について（公開の会議のみ）

- ・傍聴可とし、会議終了後において質疑応答も可とする。

※1部と2部がある場合は、1部（公開会議）終了後に質疑応答を実施し、報道関係者等の退室後に2部（非公開会議）を行う。

了承	修正
(修正内容)	

⑥ 会議録の作成と公開について

- ・会議録は公開・非公開に関わらず、逐語（修文）により作成する。
- ・公開の会議は逐語修文録を公開し、非公開の会議はその概要を公開する。
- ・非公開の会議で公表する概要の程度は、事務局案を基に委員会で決定する。

了承	修正
(修正内容)	

⑦ 聞き取りについて

- ・聞き取りは委員会とは別日に非公開で実施する（開催日時等は公表せず）。
- ・別日に聞き取った内容については、次回の公開の委員会で委員長が報告する。委員会後、会議録を公表するとともに聞き取り対象者の同意を得て聴取結果を公表する。
- ・聞き取り対象者（外部含む）については委員会に諮って決める。

了承	修正
(修正内容)	

⑧ 市議会および報道関係者等への周知

- ・委員会の開催については、1週間程度前に市議会に報告後、報道機関等へ公表する。
- ・会議結果については、後日、市議会に報告後、報道機関・市民へ公表する。

了承	修正
(修正内容)	